

令和4年2月4日

お取引先様各位

株式会社ハウスジーマン
代表取締役 羽生五泰

住宅性能評価業務に対する行政処分について

弊社は、国土交通省より住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第21条の規定により登録住宅性能評価機関として下記の通り改善命令を受けました。

今回の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、お取引先様ならびに関係者の皆さまにご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分の内容

改善命令

（1）業務改善計画書の提出

国土交通省令に適合する方法により評価の業務を行わなかったことに鑑み、法令遵守を徹底するための業務改善計画書を提出いたします。

（2）業務の実施に関する定期的な報告

評価の業務の公正かつ適確な実施の確保のため、別途指示があるまでの間、上記の業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を報告いたします。

2. 違反事由の概要

（1）概要

住宅性能評価において、1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）及び1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）に関し、国が定める基準に適合する方法による評価を行わず、過大な等級が記載された設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書を交付してしまいました。

（2）不適正な評価の内容

評価方法基準 第5 1構造の安定に関すること 1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）及び1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）の（3）評価基準（新築住宅）ロ 保有水平耐力計算等による場合の等級3の評価において、構造計算のルートを誤認して評価し、耐震等級に応じて1.5倍割増するべき地震力が1.0倍であるにも関わらず耐震等級3であると誤って評価を行いました。

(3) 対象物件

1 棟 10 戸 (木造 3 階建て)

なお、類似案件として過去に評価を行った物件から同様の構造計算ルートで耐震等級 2 以上の評価を行った 24 棟に関して調査した結果、適正に評価していることを確認しております。

3. 再発防止と今後の対応策

弊社は、当該命令に基づき、今後の再発防止のための業務改善計画書を早急に策定し、国土交通大臣に提出する予定です。

今回の行政処分を厳粛に受け止め、今後さらに法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

4. 本件に関するお問い合わせ先 (受付時間: 土日祝日を除く 9:00~17:30)

株式会社ハウスジーメン審査部: 道下、塩澤 03-5408-8496

以上